

計画等の案の概要

名 称	第8次静岡県保健医療計画		
公表するもの	第8次静岡県保健医療計画（案）		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	平成29年12月27日（水）～平成30年1月23日（火）
	無		
担当室等名	健康福祉部医療健康局医療政策課 電話番号 054-221-2284		
位置づけ	総合計画	3-3「安心」の健康福祉の実現	
	施策展開表	(大項目) 保健医療計画・医療政策の推進・管理	(中項目) 保健医療計画・医療政策の推進・管理
審議会等の名称	静岡県医療審議会		
1 趣旨			
<p>・医療計画は、医療法に規定された「県における医療提供体制の確保を図るための計画」である。</p> <p>・平成26年6月の医療法の改正により、医療計画はこれまでの5年計画から6年計画とし、平成30年度からは3年ごとに改定する介護保険事業支援計画との整合性の確保を図ることとされた。</p> <p>・これを受け、本県においても、平成30年度(2018年度)を初年度とし平成35年度(2023年度)を目標とする第8次「静岡県保健医療計画」を策定する。</p>			
2 骨子			
(1)計画の性格：総合計画の分野別計画であり、本県保健医療施策の基本指針			
(2)計画期間：平成30年度から平成35年度（6年間）			
(3)2次保健医療圏：入院医療の提供体制を確保するための一体の区域（県下8医療圏）			
(4)基準病床数：病床整備の上限値として設定 療養病床及び一般病床（2次保健医療圏ごとに設定） 精神病床、結核病床、感染症病床（県全圏域で設定）			
(5)医療連携体制の構築 6疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患）、5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））及び在宅医療（在宅医療の提供体制・基盤整備）に係る連携体制			
(6)2次保健医療圏別計画 医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の状況に応じて、疾病、事業及び在宅医療に関する2次保健医療圏別の計画を策定			